

(注) この案内は持家増改築用です。
取得の場合は別途所定の案内を使用のこと。

●年●月

財形住宅傷害保険にご加入の皆さまへ

三井住友海上火災保険株式会社

財形住宅傷害保険 持家増改築等に際しての払出し手続についてのご案内

財形住宅傷害保険にご加入の皆さまには、払出しの際に、一定のお手続をとっていただくことが必要となります。また、一定の要件が満たされる場合にのみ非課税扱での払出しが可能となります。つきましては、以下に手続及び払出し要件の概要をご案内いたしますので、内容を十分ご確認のうえ、お手続くださいますようお願い申し上げます。

1. 払出しの対象

払出しは次の(1)または(2)の場合に行うことができます。

- (1) 持家としての住宅の取得
- (2) 持家である住宅の増改築等

★本ご案内では「**(2) 持家である住宅の増改築等**」に対しての払出しについてご説明します。

「(1) 持家としての住宅の取得」にあたっては、要件やお手続が異なりますので別途お問い合わせください。



2. 払出しにあたっての要件

対象となる持家および払出しの内容について、次の要件を満たすことが必要です。

要件	説明	確認資料(後記4.)
工事費用が75万円を超えるものであること	店舗併用住宅の場合、居住用部分の工事費用で判定します。	工事請負契約書等
増改築後の床面積が50㎡以上	共有名義であっても床面積全体で判定します。店舗併用住宅の場合、居住用の床面積が全体の1/2以上であることが必要です。	住宅の登記簿謄本(全部事項証明書)(注)
財形法に定める一定の増改築工事であること	詳細は後記5.をご覧ください。	増改築等工事証明書等
保険契約者の所有であること	共有名義も可です。住宅が共有名義の場合については、後記6.(1)をご参照ください。	住宅の登記簿謄本(全部事項証明書)(注)
保険契約者が居住すること	セカンドハウスは不可です。	住民票等

(注) 分譲マンションなど区分所有建物の一戸を専有する場合は抄本(一部事項証明書)

3. 払出しの方法

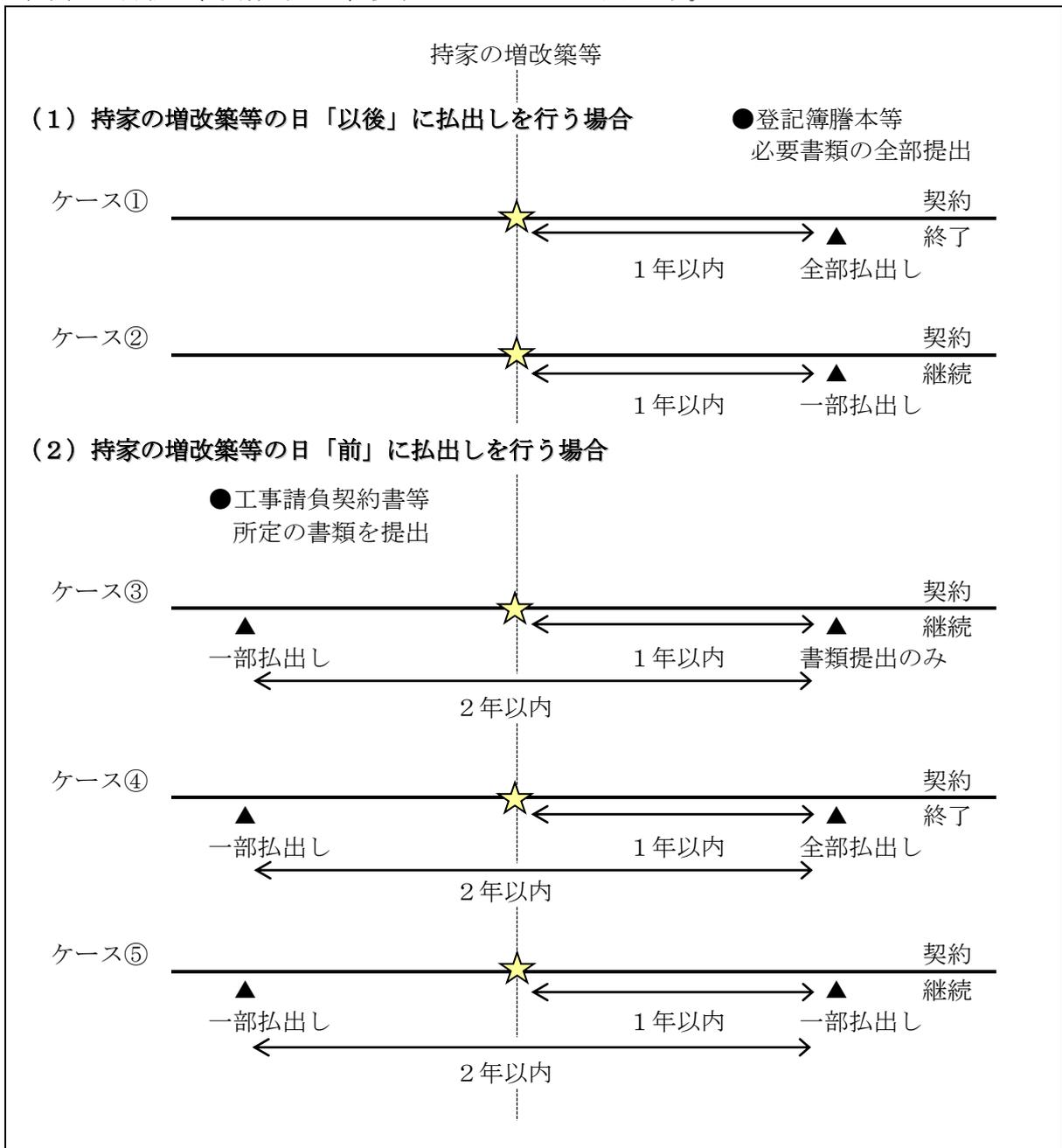
持家の増改築等のために次のとおり、積立金残高の全部または一部の払出しができます。

- (1) 持家の増改築等の日「以後」に払出しを行う場合
持家の増改築等の日から1年以内に必要書類を添えてご請求ください。
- (2) 持家の増改築等の日「前」に払出しを行う場合
工事請負契約書等の写しの提出により一部払出しができます。その後、残りの必要書類を次のうちいずれか早い日までに必ずご提出ください。
 - ・一部払出しの日から2年を経過する日
 - ・持家の増改築等の日から1年を経過する日なお、実際にかかった費用が持家の増改築等の前に行った一部払出しの額を上回った場合は、

必要書類提出時に再度払出し（1回に限ります。）を行うことができます。

【ご説明図】

払出しの方法は、具体的には、以下の5パターンがあります。



(ご注意)

1. 払出しの金額について

全部払出し、一部払出しのどちらの場合も、払い出す金額は、当該持家の増改築等に要する費用の額以下の金額に限られます。また、持家の増改築等の日「前」に払い出す金額は、その時点の積立金残高の90%以内の額であることを要します。

なお、持家の増改築等の日「前」および「以後」にそれぞれ払い出す場合は、合計で当該持家の増改築等に要する費用の額以下となることを要します。

2. ②、③、⑤のケースについて

増改築等の日「以後」の払出しにおいては、必ずしも全額を払い出す必要はなく、将来の再増改築等に備え、一部払出しに留めることも可能です。ただし、その後に任意解約など、要件外の払出しをされた場合、当該一部払出しを含め、5年以内の払出しについても、さかのぼって20%の源泉分離課税の対象となりますので、ご注意ください。

4. ご提出いただく書類

○：請求時にご提出いただく書類

◎：払出し後2年以内でかつ持家の増改築等の1年以内にご提出いただく書類

ご提出いただく書類	持家の増改築等の日 「以後」に払出しを行う 場合	持家の増改築等の日 「前」に払出しを行う 場合
(1) 工事請負契約書の全ページのコピー (一部抜粋不可)	○	○
(2) 住宅の登記簿謄本(全部事項証明書) *コピー可 ※分譲マンションなど区分所有建物の一戸を専有する 場合は抄本(一部事項証明書) ※インターネットで閲覧して印刷したものは不可	○ ※増改築後の発行後 3ヶ月以内のもの	◎ ※増改築後の発行後 3ヶ月以内のもの
(3) 領収書等で以下の項目を明らかにする書類 *コピー可 a. 増改築等をしたこと b. 増改築等の年月日 c. 住宅の所在地 d. 住宅の床面積 e. 増改築等に必要となる費用が当該増改築等にかかわ る払出しの合計額以上であること	○ ※上記(1)(2)で 明らかであれば 省略可	◎ ※上記(1)(2)で 明らかであれば 省略可
(4) 次のいずれかの書類 *コピー可 ①住民票の写し(※) ②住民票記載事項証明書(※) (※) 上記書類をご提出いただく際は、個人番号(マイ ナンバー)が記載されていないものをご用意 いただくか、個人番号が記載された部分をマス キング(墨塗り)してご提出ください。	○ ※増改築後の発行後 3ヶ月以内のもの	◎ ※増改築後の発行後 3ヶ月以内のもの
(5) 次のいずれかの書類 ①建築物の確認済証のコピー ②検査済証のコピー ③建築士の増改築等工事証明書のコピー ④工事施工業者の増改築等工事完了届(原本) (④は工事費用が75万円超100万円以下の場合に限る)	○	◎

(ご注意)

1. 払出し額が当該増改築等に実際に要した費用を上回った場合、または期限内に上記書類の提出がなされない場合は、非課税の適用が受けられないことになります。
2. 書類の提出がなされないまま払出し後2年を経過した場合、ご契約を解約していただくこととなりますのでご注意ください(「増改築等工事証明書」は国土交通省HPに掲載があるものをご使用ください。増改築等による払出しの際には「増改築等工事証明書」等法定の書式を有する書類の提出が必要となりますので、あらかじめ工事施工業者や建築士にご相談ください。)
3. 書類提出後に税務署より非課税の扱いが否認される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5. 払出しの対象となる増改築等の工事例

払出しの対象となる増改築等は、勤労者財産形成促進法施行令第14条の2の下記各号に定められたものに限られます。

増改築前に一部払出しをする場合は、当該増改築等工事が建築士に増改築等工事証明書を発行可能な工事か否か、事前にご確認ください。

対象工事の種類	具体例
<p>【1号】 増築・改築・建築基準法上の主要構造部（注）の一種以上について行う大規模の修繕・大規模の模様替え</p> <p>（注）主要構造部＝壁、柱、床、はり、屋根。内装部分の間仕切り壁、付け柱、揚げ床、こぼり、ひさし等は主要構造部にはあたりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2階部分の増築等の建物の改築、移築、増築、上げ家等で過半の修繕、模様替えにあたるもの ・過半以上の屋根の吹き替え ・マンション等で震災等による大規模の修繕が行われた場合の共用部分の修繕費用（修繕の規模によります） ・いわゆるサイディング工事や外壁塗装、屋根の塗装等の、大規模修繕にあたるもの <p>※外壁、屋根の全面的な塗装工事については、払出しの対象となるか建築士等の専門家の間でも考え方が分かれることから、増改築等工事証明書を建築士等に発行してもらえるか否か、事前にご確認ください。</p> <p><適用外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガレージの増築は対象とはなりません。
<p>【2号】 床の過半の修繕又は模様替、階段の過半の修繕又は模様替、間仕切り壁の過半の修繕又は模様替、壁の過半の修繕又は模様替</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション等で隔壁を取り払って、間取りを変えるなど間仕切り壁の過半の修繕 ・床、壁の過半の修繕 ・防音、遮音、断熱剤を使用した壁の過半の修繕（断熱剤を使用して断熱効果をあげる、防音材を使用して防音効果をあげる） <p>※防音、遮音、断熱の程度については建設省通達で基準が示されています。</p>
<p>【3号】 居室・調理室・浴室・便所・洗面所・納戸・玄関・廊下のいずれかの、一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・便所や居室など左記の一室以上の床や壁の全面の張り替え <p>※ システムキッチンの設置や水洗トイレ化工事、浴槽の取り替え、窓枠の取り替え等のみでは対象になりません。工事に伴って壁又は床の全面の張り替え等が伴えば対象になります。</p> <p><適用外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ、駐車場、庭の物置等の居住用以外の部分の修繕・模様替え ・カーテン・ブラインドの取り替え、ドアの取り替え
<p>【4号】 構造強度・建築設備等の強化・耐震強化工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筋かいの設置や強度の大きい構造用合板等による壁の一部の補強 ・金具による土台と柱等の接合部の補強 ・基礎の補強（玉石基礎や無筋コンクリートの基礎を鉄筋コンクリートの基礎に替える）
<p>【5号】 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（いわゆるバリアフリー工事）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通路又は出入り口の拡幅、階段の勾配（こうばい）の緩和、浴室改良、便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、出入り口の戸の改良、床表面の滑り止め化 <p><適用条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者は①年令が50才以上、②要介護又は要支援の認定を受けている者、③障害者、④要介護者、障害者、又は65才以上の者と同居している者のいずれかであることが条件
<p>【6号】 エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替（いわゆる省エネ工事）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓の二重サッシ化等の、居室のすべての窓の改修工事 ・上記と併せて行う床、天井、壁の断熱工事

6. その他のご注意

(1) 住宅が共有名義の場合

増改築する住宅が共有名義の場合、適格に払い出すことができる額は、増改築等に要する費用全体のうち、ご契約者の方の持ち分にかかる費用に限られます。特に、増改築等の日前の一部払出しの際にはご注意ください。

ただし、住宅の床面積の要件（50㎡以上）を判定する際には、共有名義であっても全体で判断します。

なお、工事請負契約書の名義が財形住宅傷害保険のご契約者と異なる場合でも、住宅の登記簿謄本（全部事項証明書）または抄本（一部事項証明書）により最終的に共有することが確認できれば、非課税の適用が受けられます。

(2) 払出し後の補償について

全部払出しされた場合、ご契約は終了し、以後の保険事故に対し保険金は支払われません。

一部払出しされた場合、払出し額に応じ、保険金額が減額されます。

(3) 単身赴任中の住宅増改築の場合

転勤・出向等により増改築する住宅に勤労者本人が住めなくても、配偶者または扶養親族が居住していれば、4. の書類と併せて以下の書類を提出することにより適格に払い出すことができます。

- ・「勤労者財産形成住宅貯蓄の払出しに係る申出書」および「証明願い」
- ・増改築する住居に居住している、配偶者または扶養家族の住民票の写し

(4) 退職等の不適格事由が生じた場合

退職（ただし、退職後2年以内に転職等により財形を継続する場合を除きます。）等の理由により不適格事由に該当する場合、不適格事由が生じた日の1年経過後に生じる利子等が課税対象になります。

～その他ご不明な点については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。～

以上